

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月26日
【会社名】	株式会社ストライダーズ
【英訳名】	Striders Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 早川 良一
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目13番5号
【電話番号】	03(5777)1891
【事務連絡者氏名】	執行役員 兼 CFO 前田 嘉也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目13番5号
【電話番号】	03(5777)1891
【事務連絡者氏名】	執行役員 兼 CFO 前田 嘉也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 114,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数1,000株であります。

(注) 1. 平成25年2月26日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 当社普通株式に係る振替機関の名称及び住所

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	6,000,000株	114,000,000	57,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	6,000,000株	114,000,000	57,000,000

(注) 1. 発行価額の総額を第三者割当の方法で割り当てます。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法第445条の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、57,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
19	9.5	1,000株	平成25年3月15日		平成25年3月15日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日までに募集株式の引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ストライダーズ 管理本部	東京都港区新橋五丁目13番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 九段支店	東京都千代田区九段南一丁目5-6

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
114,000,000	1,325,000	112,675,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用とは、弁護士費用として約800千円、割当予定先調査費用約275千円、その他費用約250千円であります。

(2)【手取金の使途】

本新株式の発行による調達額112,675千円は、当社より平成24年12月14日に設立された当社の連結子会社株式会社グローバルホールディングス(以下、「GHD」という。)に貸付け、GHDが、ホテル事業の開始にあたって取得する成田ポートホテル(千葉県成田市大山658-1)の土地建物(信託受益権)の取得資金として、GHDによる金融機関からの借入による調達の他、その一部として充当し、収益基盤の更なる確立を目指します。

なお、当社は、本新株式発行により調達する資金を、下記資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

調達する資金の支出予定時期

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
成田ポートホテル取得資金の一部	112,675	平成25年3月

なお、同時に募集する平成25年2月26日(火)開催の当社取締役会において決議された、第三者割当により発行される新株予約権(以下、「別件新株予約権」という。)の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は57,690,000円であり、手取概算額54,115,000円となります。

発行諸費用は、価値算定費用以外は本新株式発行と別件新株予約権の双方に関して発生した費用であり按分にて計上しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成25年2月26日開催の当社取締役会において決議された別件新株予約権発行の概要

- (1) 新株予約権の総数：30個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式3,000,000株（1個あたり100,000株）
- (3) 発行価額：690,000円（新株予約権1個あたり23,000円）
- (4) 割当日：平成25年3月15日
- (5) 払込期日：平成25年3月15日
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額：57,000,000円（1株あたり19円）
- (7) 権利行使期間：平成25年3月16日から平成28年3月15日
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額：増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 第三者割当による割当予定先：全別件新株予約権をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

氏名	早川 良一
住所	千葉県印西市
職業の内容	当社代表取締役社長

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社株式を239,000株(所有議決権比率0.32%)保有する株主であります。
人事関係	当社代表取締役社長
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社が黒字化を達成し、更なる当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上を達成するためには、収益基盤を支える安定収益事業への新規投資及び育成を実行することが不可欠であります。

このような状況の中、新たな安定収益事業として、平成24年12月14日にホテルの取得及び経営を目的として連結子会社GHDを設立し、平成25年2月26日開催の当社取締役会において、GHDによる成田ポートホテル(固定資産)の取得及び当社による当該ホテルの運営会社である株式会社イシン・ナリタオオヤマオペレーションズ(以下、「INOO」といいます。)の株式取得を決定いたしました。

しかしながら、INOOの株式取得については手許資金を充当するものの、当該固定資産の取得資金及び取得後の追加投資に必要な資金について、当社は十分な資金を有しているとは言えず、早期に資金調達を行う必要性があると考えております。

資金調達にあたっては、当社の現在の財務状況において、当該新規投資金額全額を金融機関からの新規及び追加の借入で調達することは困難であるため、金融機関からの借入による調達の他、当該投資金額の一部となる約1.6億円について、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段には、公募増資、株主割当による新株式発行という資金調達方法も有りますが、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮すると当社が必要とする調達額を調達できる可能性が乏しいこと、及び事務手続きコスト面において最適とはいえないと考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送ると共に、機動的な資金調達方法である第三者割当による新株式及び新株予約権の発行で資金調達を実施することといたしました。すべて新株式発行でまかなうことは、調達面で難しく、また、株式の希薄化の点で望ましくないと考え、新株予約権の発行による資金調達の併用ならば、上記問題が解決できると考えております。

本新株式の発行による資金を元に、収益基盤を支える安定収益事業としてのホテル事業に対する新規投資を行い、当社業績を向上させると共に、株価が上昇し、その過程の中で本新株予約権の行使が行われることで、株式の希薄化に配慮しつつ、必要な資金を調達していくことを計画しております。

本新株式の割当予定先として当社代表取締役社長早川良一氏を選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

早川良一氏は、平成19年2月当社取締役に就任後、平成21年6月から代表取締役社長を務めております。当社は、第46期連結決算(平成22年3月期)において、17期ぶりに黒字化を達成したものの、その後、事業再編の中で、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響もあり、業績は低迷しております。このため、収益基盤を支える安定収益事業への新規投資機会を探索すると共に、当社グループにおけるリストラを実施し販管費の圧縮に努めてまいりました。役員報酬についても、代表取締役社長の月額報酬66.00%減額を筆頭に平均で47.12%の減額を実施しております。今般、早川良一氏より経営責任を全うするため、弊社の資金需要逼迫時には、自己資金の投入により会社経営を支援すると共に、自己資金により当社株式を引受け、株価変動についてのリスクを他の一般株主の皆様と共有したいとの申し出がありました。これを受けて、当社取締役会は、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株式の割当予定先として、当社代表取締役社長である早川良一氏が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

なお、今回の新株式発行に係る当社取締役会において、割当予定先であり特別利害関係者である代表取締役社長早川良一氏以外の出席取締役全員の賛成により、本新株式の発行につき決議いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本新株式発行により割り当てる当社普通株式の総数は6,000,000株であり、割当予定先の早川良一氏に全てを割り当てます。

e．株券等の保有方針

本新株式の割当予定先であり当社代表取締役社長である早川良一氏からは、当社株式を長期的に保有する方針である旨の意向を表明していただいております。当社は割当予定先より、割当予定先が払込期日から2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称および住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を受領しております。

f．払込みに要する資金等の状況

本新株式発行の払込みに要する資金につきましては、本新株式の割当予定先であり当社代表取締役社長である早川良一氏に十分な資金がある旨を、預金通帳の写しで確認しており、当社は、本新株式発行の払込みに確実性があると判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、本新株式の割当予定先である早川良一氏から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても株式会社J P リサーチ & コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介）に調査を依頼し、割当予定先である早川良一氏が反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先が反社会的勢力と関与は無いものと判断しております。

また、当社は割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額は、割当予定先である当社代表取締役早川良一氏と協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年2月25日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である19円を基準に発行価額を19円といたしました。なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均20.05円に対するディスカウント率は5.24%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均18.00円に対するプレミアム率は5.56%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均17.95円に対するプレミアム率は5.85%となっております。

本新株式の発行価額の算定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として採用いたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等により、直近の当社株式の株価は比較的安定的に推移していることから当該終値がより適正な当社の株式価値を表していると判断したことによるものであります。また、当該終値を基準としたことについては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、協議した上で総合的に判断いたしました。なお、係る発行価額につきましては、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日 日本証券業協会）の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、割当予定先であり特別利害関係者である代表取締役社長早川良一氏以外の出席取締役全員の賛成により、本新株式の発行につき決議いたしました。

また、当社監査役会から、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数6,000,000株及び別件新株予約権の発行による潜在株3,000,000株を合わせた9,000,000株に係る議決権数は9,000個となり、当社の総議決権数74,258個（平成24年9月30日現在）に占める割合が12.12%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

しかし、本新株式の発行及び別件新株予約権の発行は、収益基盤を支える安定収益事業としてのホテル事業への新規投資及び追加投資に充当される資金の調達を図ることを目的とするとともに、財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。そして、本新株式の発行及び別件新株予約権の発行により調達する資金の総額も、上記の資金使途に照らして必要な限度を超えておらず、本新株式の発行及び別件新株予約権の発行によって、一時的には既存株主の皆様の負担は避けられないものの、中長期的には既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。したがって、本新株式及び別件新株予約権の発行数量及び当社株式の希薄化の規模は、その必要性と合理性があるものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 新株割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
新興支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田須田町 2 - 8	15,483	20.85	15,483	19.29
早川 良一	千葉県印西市	239	0.32	6,239	7.77
伊藤 雄康	神奈川県横浜市港北区	4,792	6.45	4,792	5.97
福光 一七	大阪府大阪市西成区	3,341	4.50	3,341	4.16
TCSホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋本町4 - 8 - 14	2,410	3.25	2,410	3.00
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2 - 4 - 6	2,215	2.98	2,215	2.76
福光 大輔	大阪府大阪市西区	1,468	1.98	1,468	1.83
CBC株式会社	東京都中央区月島2 - 15 - 13	1,110	1.49	1,110	1.38
堀 慶子	千葉県野田市	1,000	1.35	1,000	1.25
DAIWA CM SINGAPORE LTD	6 SHENTON WAY #26-08 DBS BUILDING TOWER TWO SINGAPORE 068809	956	1.29	956	1.19
計		33,014	44.46	39,014	48.61

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として、本新株式発行を勘案して記載をしております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数の数を平成24年9月30日時点の総議決権数(74,258個)に本新株式発行により増加する議決権数(6,000個)を加えた数で除して算出した割合です。

(2) 新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
新興支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田須田町 2 - 8	15,483	20.85	15,483	18.60
早川 良一	千葉県印西市	239	0.32	6,239	7.49
伊藤 雄康	神奈川県横浜市港北区	4,792	6.45	4,792	5.76
福光 一七	大阪府大阪市西成区	3,341	4.50	3,341	4.01
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番 22号			3,000	3.60
TCSホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋本町4 - 8 - 14	2,410	3.25	2,410	2.89
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2 - 4 - 6	2,215	2.98	2,215	2.66
福光 大輔	大阪府大阪市西区	1,468	1.98	1,468	1.76
CBC株式会社	東京都中央区月島2 - 15 - 13	1,110	1.49	1,110	1.33
堀 慶子	千葉県野田市	1,000	1.35	1,000	1.20
計		32,058	43.17	41,058	49.31

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として、本新株式発行並びに別件新株予約権の権利行使を勘案して記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数の数を平成24年9月30日時点の総議決権数(74,258個)に本新株式発行並びに別件新株予約権により増加する議決権数(9,000個)を加えた数で除して算出した割合です。
3. 別件新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。
4. 伊藤雄康氏から、平成24年10月18日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成24年10月16日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、上記大株主の状況には含まれておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
伊藤 雄康	神奈川県横浜市港北区	3,700	4.98

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第48期）及び四半期報告書（第49期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成25年2月26日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該事項は有価証券届出書提出日（平成25年2月26日）現在においてもその判断に変更はなく、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月26日）現在において当社グループが判断したものであります。ここに掲げられている項目に限定されるものではありません。

4「事業等のリスク」

(1)～(8)略

(9) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成25年2月26日開催の当社取締役会において、第三者割当により早川良一氏を割当予定先として新株式6,000,000株及びマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先として新株予約権3,000,000株の発行を行うことを決議いたしました。新株式発行による株式数6,000,000株及び新株予約権の発行による潜在株式数の総数3,000,000株を合わせた9,000,000株に係る議決権数は9,000個となり、当社の総議決権数74,258個（平成24年9月30日現在）に占める割合が12.12%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

(10) 自然災害等について

大規模な地震や台風等の自然災害の発生は、当社グループの所有する建物、施設等に損害を及ぼし、一時的な営業停止による売上減や修復のための費用負担が発生する可能性があります。また、新型インフルエンザ等の流行性疾患が発生した場合には、遠距離移動や団体行動の制限が予想され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第48期	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第49期第3四半期	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

株式会社ストライダーズ
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 教夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大兼 宏章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ストライダーズ及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月22日

株式会社ストライダース

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 教夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大兼 宏章 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダースの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダース及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、有限会社増田製麺の発行済株式の60%を取得し、子会社化することを決議し、同日付けをもって株式譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、グロリアスフィールド株式会社から事業の一部を譲り受けることを決議し、同日付けをもって事業譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ストライダーズの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ストライダーズが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

株式会社ストライダーズ
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 教夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大兼 宏章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、有限会社増田製麺の発行済株式の60%を取得し、子会社化することを決議し、同日付けをもって株式譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、グロリアスフィールド株式会社から事業の一部を譲り受けることを決議し、同日付けをもって事業譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。